

(第2号様式)

共同措置要求書

2023年12月14日

尼崎市公平委員会 様

代表者 Gregory Patton (グレゴリー パットン)

地方公務員法第46条の規定に基づき、次のとおり勤務条件に関する措置の要求をします。

1. 代表者	役 職 務 名	非常勤行政事務員 (外国人外国語指導助手 ALT)
	名前・生年月日	Gregory Patton (グレゴリー パットン) 1965年11月30日生まれ
	住 所	尼崎市武庫町
	勤 務 場 所	立花小学校、成徳小学校、塚口中学校
2. 措置要求をしようとする職員	9人 (代表者を除く) 別添名簿のとおり	

3. 要 求 事 項

本市非常勤行政事務員である外国人外国語指導助手（以下「ALT」という。）の基本報酬及び期末手当を、職員同様に人事院勧告及び2023年10月20日付け総務副大臣通知（総行給第55号）「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」に沿って、本年4月に遡って引き上げる措置を求める。

4. 要 求 理 由

措置要求者たちはALTとして尼崎市立学校に勤務する者であるが、本市職員が人事院勧告に沿って本年4月に遡って給与（報酬）及び期末（勤勉）手当が引き上げられたにもかかわらず、基本報酬及び期末手当を現行のまま据え置かれた。これは地方公務員法第13条が定める平等取扱いの原則及び同第14条が定める情勢適用の原則に反するものである。

また、措置要求者たちも含めた会計年度任用職員については、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づき2023年10月20日付け総務副大臣通知（総行給第55号）「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」が「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」の旨を通知しており、ALTの基本報酬及び期末手当を現行のまま据え置くことは、この通知を無視するものである。

5. 当局との交渉経過の概要

代表者を含めて措置要求者5名は大阪教育合同労働組合尼崎支部（以下「教育合同」という。）に所属している。教育合同はALTの基本報酬及び期末手当の引き上げ等を求めて、本年10月24日付け「年末一時金及びALTの労働条件に関する団体交渉申入書」記載の団体交渉を申し入れた。団体交渉は11月14日に市役所内会議室で開催され、教育合同からは酒井さとえ本部書記長、グレゴリー・パットン尼崎支部長ら9人、尼崎市及び尼崎市教育委員会（以下「市・市教委」という。）を代表して生地智宏教育委員会職員課係長ら4人が出席した。教育合同から要求についての趣旨説明の後、市・市教委から回答（メモ）が手渡された。回答（メモ）には、「1. 40時間ALT賃金を2004年度水準に戻すこと。」の要求に対して「(回答) 現行どおりとする。」、「2. ALTの2023年度年末一時金は、・・・常勤職員の支給率・支給割合と同等の率・割合で支給すること。」の要求に対して「(回答) 現行どおりとする。」と記載されていた。

教育合同から、常勤職員等の賃金・一時金についてはどのような対応するのかと質問すると、生地係長は国の人勧に準じて改訂する旨の答弁を行った。そこで、教

育合同は ALT についても常勤職員同様に国の人勸に沿って賃金・一時金を引き上げるように求めた。この要求に対して、生地係長は「ALT の賃金・一時金は固定されており、給料表が適用されないため、人勸に準じた改訂はできない」旨の回答を行った。教育合同は、2023 年 10 月 20 日付け総務副大臣通知に言及して、ALT を常勤職員への対応と同様に扱うように求めたが、回答は変わらなかった。

教育合同は、ALT 類似の職が尼崎市に存在するか、ALT に給料表が適用できるかについて問いただしたところ、市・市教委は持ち帰って検討する、と回答したため、団交は継続することとなった。

11 月 27 日、生地係長が教育合同事務所を訪問し、団交で持ち帰った 2 点について酒井書記長に回答を行った。回答は、ALT 類似の職は尼崎市に存在しない、ALT の報酬体系について今後協議したい、というものであった。教育合同はあらためて、今年度の賃金・一時金については国の人勸に沿って常勤職員同様に実施することを求めたが、現行どおりとするとの回答は変わらなかった。

12 月 3 日、教育合同は、「11 月 14 日の団体交渉および 11 月 27 日に行われた打ち合わせを踏まえ、11 月 29 日に架電にて伝えられた貴委員会の考えについて以下のとおり確認いたします。2023 年 10 月 24 日付け団交要求 1.2 に関する 2023 年度の賃金および一時金について現行通りとする 11 月 14 日の回答を維持されることの意味する内容は、今年度人事院勧告を ALT について実施しないという理解でよろしいか。団交の再開あるいは文書にてご回答ください。」との e-mail を市・市教委に送付した。

12 月 5 日、市・市教委は「ALT の報酬については、他の会計年度任用職員との権衡を考慮し、例外的に従前の報酬体系（固定額）や水準を維持しているところです。今回の組合の要求に対して検討を行った結果、従前の考え方を維持するとの結論に至ったものです。従って、結果として人事院勧告とは異なる取扱いとなっています。なお、当該職に係る報酬体系については、組合員と継続して協議をしていきたいと考えています。」との文書回答を e-mail で教育合同に送付した。

以上が本件措置要求に関連した交渉の経過である。

なお、上記団体交渉申入書の要求事項「1. 40 時間 ALT 賃金を 2004 年度水準に戻すこと。」とは、市が 2003 年に策定した「尼崎市経営再建プログラム」に基づき市・市教委が ALT 賃金を 15%カットする提案してきたため、教育合同は団体交渉を行い 2004 年度賃金については 5%カットで妥協したものの、市・市教委が 2005 年度・2006 年度とも賃金カットを強行したため、2007 年度以降、賃金を 2004 年度水準に戻すことを求めてきたものである。

新聞報道によれば、「尼崎市経営再建プログラム」に基づく給料削減措置が終了したため市長はカット前のボーナスが支給されるという。しかし、ALT の賃金はカットされたままであり、給料削減措置は継続していることが留意されるべきである。

(第3号様式)

(別添)

措置要求をしようとする職員名簿

役 職 務 名	名 前	生 年 月 日	住 所	勤 務 場 所
非常勤行政事務員 (ALT)				大島小学校 立花北小学校 複数の中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				難波の梅小学校 浜田小学校 大庄北中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				尼崎市立高校
非常勤行政事務員 (ALT)				塚口小学校 大庄小学校 中央中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				小園小学校 下坂部小学校 小田北中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				武庫庄小学校 わかば西小学校 南武庫之荘中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				立花南小学校 水堂小学校 大庄中学校
非常勤行政事務員 (ALT)				尼崎北小学校 武庫北小学校 立花中学校

非常勤行政事務 員 (ALT)				複数の中学校
--------------------	--	--	--	--------

以 上

添付書類

1. 代表者選出届
9人
2. 甲第1号証～甲第10号証及び証拠説明書